

大阪市水道事業管理規程第2号

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札保証金の納付） 第17条　〔略〕 〔2　略〕 3　<u>入札保証金</u>の納付に代えて提供することができる担保は、大阪市水道局保証金取扱規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第12号）第3条第1項各号に掲げるもののほか、銀行又は局長が確実と認める金融機関の保証とし、当該保証の担保としての価値は、その保証する金額とする。 （契約保証金の納付等） 第34条　〔略〕 〔2～4　略〕 5　第17条第3項の規定は、<u>契約保証金</u>について準用する。この場合において、同項中「又は局長が確実と認める金融機関」とあるのは「、局長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。	（入札保証金の納付） 第17条　〔同左〕 〔2　同左〕 3　<u>工事請負契約に係る入札保証金</u>の納付に代えて提供することができる担保は、大阪市水道局保証金取扱規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第12号）第3条第1項各号に掲げるもののほか、銀行又は局長が確実と認める金融機関の保証とし、当該保証の担保としての価値は、その保証する金額とする。 （契約保証金の納付等） 第34条　〔同左〕 〔2～4　同左〕 5　第17条第3項の規定は、<u>工事請負契約に係る契約保証金</u>について準用する。この場合において、同項中「又は局長が確実と認める金融機関」とあるのは「、局長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。

(契約者等による検査の立会い) 第40条 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人は、検査職員又は検査職員から検査を命ぜられた補助者が行う検査に<u>立会わなければならない。ただし、検査職員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> [2 略]	る。 (契約者等による検査の立会い) 第40条 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人は、検査職員又は検査職員から検査を命ぜられた補助者が行う検査に<u>立会わなければならない。</u> [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市水道局契約規程（以下「改正後の規程」という。）第17条第3項（改正後の規程第21条第1項及び第22条において準用する場合を含む。）の規定は、次の各号に掲げる入札又は契約であってこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める行為（以下「入札参加者の募集等」という。）を行うものに係る入札保証金、随意契約による売払い又は貸付けの申込保証金及びせり売りの参加保証金（以下この項において「入札保証金等」という。）について適用し、当該各号に掲げる入札又は契約であって施行日前に入札参加者の募集等を行ったものに係る入札保証金等については、なお従前の例による。
 - (1) 一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札 入札に参加しようとする者の募集
 - (2) 入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札 入札に参加することができる者の指名
 - (3) 随意契約の方法により締結する売払い又は貸付けの契約 発注
 - (4) せり売りの方法により締結する契約 せり売りに参加しようとする者の募集
- 3 改正後の規程第34条第5項の規定は、施行日以後に入札参加者の募集等を行う契約及び施行日以後に発注する随意契約の方法により締結する前項第3号に規定する契約以外の契約（以下この項において「売払い等以外の随意契約」という。）に係る契約保証金について適用し、施行日前に入札参加者の募集等を行った契約及び施行日前に発注した売払い等以外の

随意契約に係る契約保証金については、なお従前の例による。